下関市告示第 688 号
令和８年（２０２６年）１１月４日

公売公告兼見積価額公告(第1号)

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

下関市長　　前田　晋太郎

売却区分番号	第1号 ～ 第5号

公売財産	公売財産 名称・性質・数量・その他	見積価額 （最低公売価額）
	詳細は別紙のとおり 財産の詳細内容を説明する「公売財産説明書」は納税課で閲覧のこと。	(合計額) 売却区分番号ごとの見積価額については、公売公告兼見積価額公告別紙を参照のこと 公売保証金 (合計額) 売却区分番号ごとの公売保証金については、公売公告兼見積価額公告別紙を参照のこと

公売場所		下関市役所本庁舎西棟5階　大会議室C
公売方法		期日入札
公売日時		令和８年11月18日（水）午前10時00分から
開札	日時	令和８年11月18日（水）午前10時52分
	場所	下関市役所本庁舎西棟5階　大会議室C
売却決定	日時	令和８年12月３日（木）午前10時00分
	場所	下関市役所財政部納税課
買受代金納付期限		令和８年12月３日（木）午後２時30分
買受人の資格・その他の要件		この公売に違反した者、国税徴収法第92条又は同法第108条第1項該当者は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることはできません。

1 この公売財産は現況とし、面積は登記簿によるものとする。
2 入札者に国税徴収法第108条各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
3 公売保証金の提供は現金に限ります。また、買受代金の納付は下関市が指定する金融機関口座への振込か直接現金持参に限ります。
4 入札者等は上記の公売保証金を納付した後でなければ、入札等をすることができません。
5 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札して下さい。入札価格を訂正したものは無効として取扱います。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。
6 最高価申込者の決定は入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上でかつ最高の価額である者に対して行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。
7 最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を実施します。追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高書価格申込者を決定します。
8 最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格（見積価格以上で、かつ、最高入札価格から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用することがあります。
9 公売財産に係る徴収金の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
10 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
11 下関市は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また、下関市は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。公売財産の土地の境界については、隣地土地所有者との協議を要します。
12 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものは、登録免許税の額に相当する印紙、または国庫金領収証（登録免許税法第23条）を、別途交付する「所有権移転登記請求書」と共に令和8年12月3日（木）までに下関市財政部納税課に提出して下さい。
13 本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書を提出しなければ入札できません。
詳細は下関市ホームページ、もしくは下関市役所財政部納税課にて確認して下さい。
14 上記売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。
15 公売公告の内容及び公売財産にかかわる図面・地図・写真等は、下関市役所財政部納税課で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。
16 公売財産の土地の土壌汚染についての調査は行っていません。
17 公売財産の土地上には動産等が残されている可能性があります。
当該動産等は、公売の対象外であるため、その処理等は、その所有者等と協議する等し、全て買受人の責任において行ってください。
18 下関市は差押えている公売財産の登記簿上持分の権利移転登記のみ行います。
19 売却決定後の所有権移転手続の費用（登録免許税等）は、買受人の負担となります。
20 その他、特記事項については公売公告兼見積価額公告別紙を参照のこと。

（掲載期限：令和8年12月10日まで）

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を下関市長（事務担当は、財政部納税課）に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は、財政部納税課に用意してあります。

（掲載期限：令和8年12月10日まで）